

教えて！

まみりん



まみりん

市消費生活センター
イメージキャラクター

問 市消費生活センター

(谷和原庁舎1階)

☎ 0297 - 25 - 3288

[今月のテーマ] 通信プランの見直し

突然の電話に注意！

突然の電話で「スマートフォンやインターネットの通信料がもっと安くなりますよ」「動画が見放題にできますよ」などと通信契約の見直しを勧められ、40分以上も話を聞いているうちに「契約してしまった」というトラブルが増えています。

契約は電話でも成立します。事業者は会話を録音していることがあり、「はいはい」「そうですね」などの曖昧な返事が説明された内容を承諾し、最終的には「契約を申し込む」と受け取られることがありますので、契約の意思がない場合ははっきり断ることが大切です。

通信契約は電話で契約が成立すると法令で定める書面が送られてきますが、一定期間内であればキャンセルできる制度があります。契約をやめたい時は書面が届いたらすぐに消費生活センターにご相談ください。

必要なサービスなのか、今すぐ決めなくてはいけいないのか、落ち着いて考えることが大切です。